

参考2

・ 外国為替及び外国貿易法（第25条）

特定技術を特定国に提供しようとする者は経済産業大臣の許可を受けなければならない。

・ 外国為替令（第17条第5項）

経済産業大臣が法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、経済産業大臣の許可を受けずに取引をすることができる。

・ 貿易関係貿易外取引等に関する省令（第9条第2項第9号のホ）

技術を公知とするために当該技術を提供する取引で、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引は、外国為替令第17条第5項に規定する経済産業大臣が指定する取引に該当する。

関係法令等

○ 外国為替及び外国貿易法

第二十五条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2～3 （略）

4 居住者は、非居住者との間で、国際的な平和及び安全の維持を妨げ

ることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

○ 外国為替令

(役務取引の許可等)

第十七条 法第二十五条第一項(法：外国為替及び外国貿易法)に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術を特定の外国において提供することを目的とする取引又は特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国において提供することを目的とする取引又は同表中欄に掲げる技術を同表下欄に掲げる外国の非居住者に提供することを目的とする取引とする。

2～4 (略)

5 第一項又は第三項に規定する取引のうち経済産業省が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条第一項又は第四項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができ。

○ 貿易関係貿易外取引等に関する省令(経済産業省)

(許可を要しない役務取引等)

第九条 (略)

2 令第十七条第五項(令：外国為替令)に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

(略)

一～八 (略)

九 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引(特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。)であって、以下のいずれかに該当するもの

イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

- 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

◆ 安全保障貿易の概要（経済産業省ホームページ）

URL : www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html